

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宇治田原町	44.5 歳	15 人	317,780 円	351,928 円	351,928 円	-	-	-	-
清掃職員	46.2 歳	4 人	346,700 円	377,598 円	377,598 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.26
学校給食員	43.6 歳	6 人	302,166 円	331,436 円	331,436 円	調理士	39.8 歳	287,700 円	1.15
用務員	47.0 歳	3 人	332,200 円	370,301 円	370,301 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.63
その他	39.7 歳	2 人	285,150 円	334,506 円	334,506 円	-	- 歳	- 円	-
京都府	50.4 歳	663 人	360,548 円	434,445 円	410,048 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	320,514 円	-	-	-	-
類似団体	未公表 歳	未公表 人	未公表 円	未公表 円	未公表 円	-	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額の合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

(2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全 体	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	0 人	4 人	2 人	4 人	2 人	0 人	0 人	15 人
清掃職員	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	4
学校給食員	0	0	0	0	2	0	1	1	1	1	0	0	6
用務員	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2

(3) その他給与に関する事項(平成19年4月1日現在)

ア 給料表

単純な労務に雇用される者の給与の基準に関する規則(技能労務職給料表)
 単4級制(一般行政職給料表と同)

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当
 (一般行政職と同)

手当名	内容及び支給単価		交通機関を利用する職員
扶養手当	扶養親族である配偶者	13,000 円	・運賃相当額55,000円までの者 全額支給 ・運賃相当額55,000円以上の者 (運賃相当額-55,000円)÷2+55,000円 上記以外の職員 ・通勤距離片道2km未満 ・通勤距離片道2km以上5km未満 2,000円 ・通勤距離片道5km以上10km未満 4,100円 ・通勤距離片道10km以上15km未満 6,500円 ・通勤距離片道15km以上20km未満 8,900円 ・通勤距離片道20km以上25km未満 11,300円 ・通勤距離片道25km以上30km未満 13,700円 ・通勤距離片道30km以上35km未満 16,100円 ・通勤距離片道35km以上40km未満 18,500円 ・通勤距離片道40km以上45km未満 20,900円 ・通勤距離片道45km以上50km未満 21,800円 ・通勤距離片道50km以上55km未満 22,700円 ・通勤距離片道55km以上60km未満 23,600円 ・通勤距離片道60km以上 24,500円
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等	6,500 円	
	配偶者以外の扶養親族	6,000 円	
	配偶者がいない場合は、そのうち1人につき	11,000 円	
	16歳から22歳までの子(加算)	5,000 円	
住居手当		2,300 円	
	借家の場合、家賃額に応じて最高	27,000 円	
	新築・購入5年間	3,800 円	
	借家の場合、家賃額に応じて最高	27,000 円	
			通勤手当

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

平成22年1月期までは昇給抑制措置(1号給抑制)

2 基本的な考え方

技能労務職については、原則退職者不補充とし、新規採用は行わず、臨時的任用により対応する。また、民間委託化の実施を検討する。

3 具体的な取組内容

給料表

技能労務職の給与が民間企業の類似職種の給与より高い水準となっていること、また、国の行政職給料表(一)を適用していることから、府及び近隣市町の動向を見つつ適正化を図っていく。

手当

平成18年度から、じん芥処理従事手当等の特殊勤務手当を全廃した。

国・府及び近隣市町との均衡に留意し、制度内容を十分検討の上、引き続き見直しを図っていく。

昇給

勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給(平成22年1月期までは昇給抑制措置(1号給抑制))としている。

技能労務職だけでなく、一般行政職についても、人事評価制度の導入を検討している。

4 その他

平成10年度以降は、新規採用を行わず、退職者不補充の措置をとっているが、平成24年度末に1名の定年退職者が発生するまで、定年退職者がなく、職員数の削減が難しい状況である。

引き続き、新規採用を行わず、退職者不補充の措置をとり、また、職種転換等の検討を行う。

民間委託の実施に向けた検討も同時に実施する。